

三重県生活環境の保全に関する条例で定める
指定施設（騒音・振動）の見直しについて
(報告案)

令和 4 年 6 月 日

三重県環境審議会騒音・振動部会

1 1 はじめに

2 長野県知事から内閣府規制改革・行政改革担当大臣に対し、圧縮機（塗料の吹き付けや空気圧を利用
3 した工具等に用いられるコンプレッサー）の性能が向上している一方、「騒音規制法（昭和43年法律第
4 98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）（以下「法」という。）」の規制基準は長い間改正され
5 ていないとして、技術革新を踏まえた規制基準の見直しを行うよう要望がなされました。これを受けた
6 環境省は、学識経験者等で構成する検討会での審議を踏まえ、発生する騒音・振動の大きさが一定以下の
7 圧縮機については、生活環境保全上問題ないものとして規制対象外とし、令和3年12月24日に法
8 施行令の改正を行い、令和4年12月1日から施行されることとなりました。このうち、振動規制法に
9 ついては、スクリュー式の圧縮機を規制対象とする「一定の限度を超える大きさの振動を発生しない
10 ものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示」が示される予定をしています。

11 県では、公害の防止、環境への負荷低減等を図るため、三重県生活環境の保全に関する条例（以下
12 「条例」という。）及び条例施行規則（以下「規則」という。）において「指定施設」を定め、各種法令
13 で規制対象となっていない施設の規制を行っています。

14 条例及び規則では、法に基づく指定地域以外に設置する圧縮機を「指定施設」として規制しています。（工業用専用地域を除く。）今回の法施行令改正により、発生する騒音・振動の大きさが一定以下の
15 圧縮機については、同じ施設であっても法と条例で規制対象に不整合が生じることから、条例における
16 規制のあり方について三重県環境審議会（以下「審議会」という）に諮問を行いました。

17 審議会では専門部会として騒音・振動部会（以下「部会」という）を設け、部会ではこれまでに■回
18 【P】の審議を行い、「三重県生活環境の保全に関する条例で定める指定施設（騒音・振動）の見直し
19 について」としてとりまとめましたので報告します。

1 2 現況

2 (1) 圧縮機等に係る規制の現況

3 圧縮機（コンプレッサー）は、圧縮した気体をタンクにため、当該圧縮気体を動力源として工作機械
4 等で使用するための機器で、塗料の吹き付けや空気圧を利用した工具等に用いられています。日本標準
5 商品分類において、おおむね圧縮機（冷凍機を除く。）（分類番号 31 2）と送風機（排風機を含む）（分
6 類番号 31 4）に分類されるものが規制の対象となり、同じ規模のものについて、法に基づく指定地域
7 では法による規制を受け、その他の地域では条例の規制を受けます。

8 騒音については、条例の前身である三重県公害防止条例施行規則（三重県規則第 29 号）において、
9 法と同規模の空気圧縮機を条例の指定施設としてきました。振動については、振動規制法の施行（昭和
10 51 年 12 月 1 日）で圧縮機が特定施設となる際、三重県公害対策審議会（昭和 52 年 8 月 1 日開催）の
11 審議において、「法による特定施設をもり込む必要があるとともに、過去五力年間における苦情発生の
12 状況及び実態調査資料に基づき検討（振動部会報告書（昭和 52 年 7 月 11 日付け公対審第 9 号））」し
13 た結果、法と同規模の圧縮機を含め 11 の施設を県条例の指定施設に追加しました。なお、周辺自治体
14 の条例では、自治体ごとに異なる内容で圧縮機等を規制しています。（資料 1）

15 指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等の敷地境界において、騒音又は振動の
16 規制基準を遵守しなければなりません。また、指定施設を設置している者は、当該工場等の敷地境界に
17 おいて、騒音又は振動の排出基準を遵守しなければなりません。（資料 2-1、2-2）

	特定施設・指定施設	規制地域
騒音規制法	空気圧縮機及び送風機 (原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る)	指定地域※
振動規制法	圧縮機 (原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。) ※冷凍機を除く	指定地域※
条例（騒音）	空気圧縮機 (定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)	その他の地域
条例（振動）	圧縮機 (定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。ただし、冷凍機を除く。)	その他の地域

19 ※指定地域

20 ○騒音規制法第 3 条第 1 項

21 都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。第三項（次条第三項において準用する場合を
22 含む。）及び同条第一項において同じ。）は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域
23 その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定
24 工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域とし
25 て指定しなければならない。

26 ○振動規制法第 3 条第 1 項

27 都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。第三項（次条第三項において準用する場合を
28 含む。）及び同条第一項において同じ。）は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域
29 その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを
30 指定しなければならない。

31 津市、四日市市、伊勢市、松阪市（旧松阪市の区域のみ）、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、
32 鳥羽市、いなべ市（員弁町の区域のみ）、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町及び川越
33 町の区域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低
34 層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、
35 第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに津市、
36 伊勢市、尾鷲市及び熊野市の区域のうち市長が指定した地域

1 (2) 圧縮機等に係る設置数の現況

2 県内の騒音規制法、振動規制法及び条例の圧縮機等に係る工場数及び施設数とも微増傾向にあり、振
3 動関係施設よりも騒音関係施設が多く設置されています。(資料3-1、3-2)

5 (3) 圧縮機等に係る苦情の現況

6 圧縮機等に係る平成27年度から令和元年度の公害苦情件数の状況は、騒音苦情は年間6~11件、振
7 動苦情は年間0~1件を処理しており、騒音苦情より振動苦情は少ない傾向があります。その内訳を確
8 認したところ、空気圧縮機本体による騒音苦情は1件、圧縮機本体による振動苦情は1件でした。ま
9 た、圧縮機等以外の機器(付随する別の機械等)によるものは、騒音苦情は34件、振動苦情は2件で、
10 その他の苦情や詳細が不明なものは騒音苦情で7件、振動苦情で0件でした。また、圧縮機本体による
11 騒音苦情の1件はレシプロ式の空気圧縮機によるもので、圧縮機本体による振動苦情の1件は、スクリ
12 ュー式の圧縮機を設置している事業者で、事業場全体に対する苦情であり、圧縮機が直接的な原因かは
13 不明でした。(資料4)

15 **3 基本的な考え方**

16 条例規則の見直しにあたっては、以下の事項に留意する必要があります。

17 ① 騒音規制については、国の報告で「スクロール式の機器をはじめ、騒音レベルが相当程度低いと
18 考えられる機器が存在するものの、設置の仕方によらず、生活環境保全上問題がないと評価でき
19 るようなものは存在しないと考えられる。」と結論付けられたことから、空気圧縮機に係る条例
20 の現行の規制は継続することが望ましい。ただし、今後、騒音規制法の再見直しが行われ、「一
21 定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの」が告示され
22 る場合は、規制対象外とすることが望ましい。

23 ② 振動規制については、国の報告で「原動機の定格出力によらず、スクリュー式の圧縮機が引き起
24 こす振動レベルは相当程度小さく、生活環境保全上問題ないと評価できるレベルにあり、機器の
25 圧縮方式を審査し、個別に低振動型機器として指定することで規制対象から除外することが妥
26 当であると考えられる。」とされたことから、スクリュー式の圧縮機は条例の規制対象外とする
27 ことが望ましい。

28 ③ 法に基づく指定地域に設置されるスクリュー式の圧縮機は、振動規制法の対象外となり、国の調
29 査結果から「測定を実施したすべての機器が『工場振動に係る規制対象施設の考え方』で示され
30 た振動レベルを下回っており」、また、「原動機の定格出力によらず、スクリュー式の圧縮機が引
31 き起こす振動レベルは相当程度小さく」とあることから、条例により追加で振動規制を行う必要
32 はないと考えられる。

34 **4 検討結果**

35 国は、検討の結果、令和3年12月24日、騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正す
36 る政令(政令第346号)が公布され、騒音規制法施行令及び振動規制法施行令とも施設の規模要件につ
37 いて、一定の限度を超える大きさの騒音(振動規制法施行令の場合は振動)を発生しないものとして環
38 境大臣が指定するものを除くこととなりました。

1 また、振動規制法施行令に関しては、一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境
2 大臣が指定する圧縮機を定める告示が行われ、令和4年12月1日から、スクリュー式の圧縮機が振動
3 規制法の規制対象外となる予定です。
4

	改正前	改正後	
騒音規制法 施行令 別表第1第 2の項	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	告示なし
振動規制法 施行令 別表第1第 2の項	圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	工場及び事業場における通常の稼働において当該機器から5メートル離れた地点における振動が60デシベルを超えないものとみなされるものとして、機器の圧縮方式がスクリュー式のものとする。（告示予定）

5
6 事業者が定格出力7.5kW以上のスクリュー式の圧縮機を設置する場合、振動規制法第3条第1項に基づく指定地域に設置する場合は振動規制法の規制対象外となります、その他の地域に設置しようとする場合は条例の規制対象となります。
7
8
9
10
11

一方、振動規制法に規定する指定地域は、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものとして、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域とされています。

一方、条例では、指定地域以外のその他の地域について規制を行っており、圧縮機のこれまでの苦情件数の状況からも、国の検討において生活環境保全上問題がないと評価されたスクリュー式の圧縮機は、法と同様に規制対象外としても影響は少ないものと考えられます。また、今後、さらなる見直しにより、スクリュー式以外の圧縮機について、一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものが告示される場合も、今回と同様に条例の規制対象外とすることが妥当です。

なお、騒音規制法については、今回、環境大臣が指定する空気圧縮機は無いという結論となりましたが、今後、さらなる見直しが行われ、国の検討において生活環境保全上問題がないと評価され、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものが告示される場合は、振動規制と同様に条例規則の対象外とすることが妥当です。

周辺自治体の条例の規制状況

	三重県（参考）		愛知県	
条例	三重県生活環境の保全に関する条例		県民の生活環境の保全等に関する条例	
対象施設	施設	定格出力	施設	定格出力
騒音	空気圧縮機	7.5kW以上	空気圧縮機及び冷凍機	3.75kW以上
振動	圧縮機 (冷凍機を除く)	7.5kW以上	圧縮機及び冷凍機	3.75kW以上
備考	※法に定める指定地域以外の地域における規制		※全ての地域（法に定める指定地域及びそれ以外の地域）における規制 ※名古屋市内は市条例による規制（同内容）	
	岐阜県		静岡県	
条例	岐阜県公害防止条例		静岡県生活環境の保全等に関する条例	
対象施設	施設	定格出力	施設	定格出力
騒音	空気圧縮機及び送風機 (製材工場、木工工場)	10kW以上	空気圧縮機及び送風機	3.75kW以上
振動	圧縮機（冷凍機を除く）	7.5kW以上	圧縮機	7.5kW以上
備考	※騒音は騒音規制法で定める指定地域 ※振動は騒音指定地域の内、振動規制法で指定された地域を除く地域における規制		※全ての地域（法に定める指定地域以外の地域における規制）における規制	

騒音の規制基準について

指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等の敷地境界において、次の規制基準を遵守しなければなりません。

○騒音規制法（昭和49年4月9日三重県告示第241号の2及び各市の告示）

時間の区分	昼間 (午前8時から 午後7時まで)	朝・夕 (午前6時から午前8時まで 及び 午後7時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日午前6時まで)
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

備考1)

第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び市長が指定した地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域	工業地域及び市長が指定した地域

備考2)

第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

指定施設を設置している者は、当該工場等の敷地境界において、騒音は次の排出基準を遵守しなければなりません。

○三重県生活環境の保全に関する条例（施行規則第22条別表第12）

時間の区分	昼間 (午前8時から 午後7時まで)	朝・夕 (午前6時から午前8時まで及 び午後7時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日午前6時まで)
区域の区分			
第1種低層住居専用地域及び 第2種低層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域及び準住居地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
近隣商業地域、商業地域 及び準工業地域	65デシベル	60デシベル	55デシベル
工業地域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
その他の地域 (工業専用地域を除く。)	60デシベル	55デシベル	50デシベル

備考)

近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域（工業専用地域を除く。）については、当該地域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じるものとする。

振動の規制基準について

指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等の敷地境界において、次の規制基準を遵守しなければなりません。

○振動規制法（昭和52年12月6日三重県告示第727号及び各市の告示）

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時から午後7時まで)	夜間 (午後7時から翌日午前8時まで)
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

備考1)

第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び市長が指定した地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び市長が指定した地域

備考2)

第2種区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

指定施設を設置している者は、当該工場等の敷地境界において、騒音は次の排出基準を遵守しなければなりません。

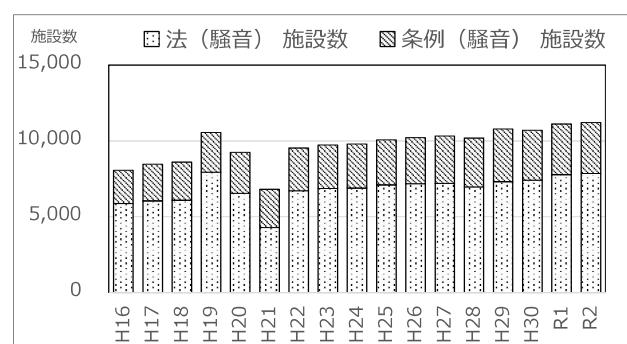
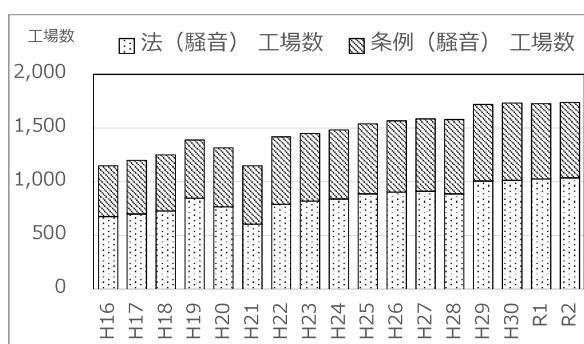
○三重県生活環境の保全に関する条例（施行規則第22条別表第13）

区域の区分	時間の区分	昼間 (午前8時から 午後7時まで)	夜間 (午後7時から 翌日午前8時まで)
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域		60デシベル	55デシベル
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域（工業専用地域を除く。）		65デシベル	60デシベル

備考)

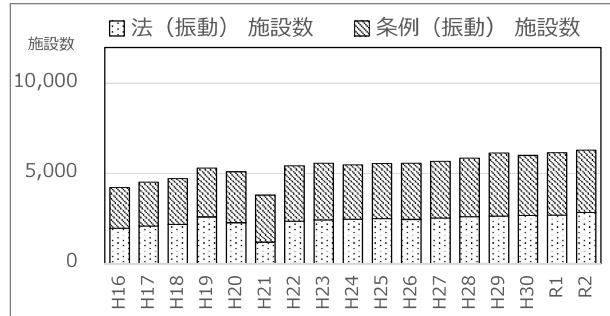
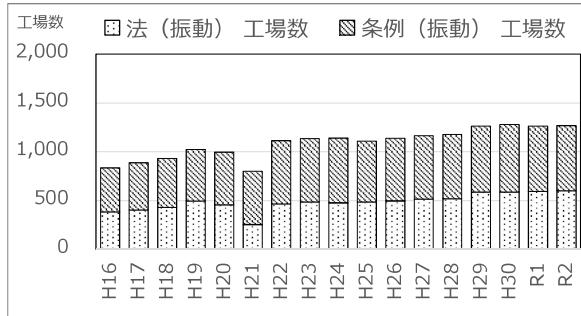
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域（工業専用地域を除く。）については、当該地域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じるものとする。

騒音規制法及び条例の工場数及び施設数の推移



	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
法	工場数	677	701	730	849	768	607	792	820	840	888	905	912	888	1009	1014	1028	1039
	施設数	5851	6040	6090	7930	6540	4273	6708	6864	6885	7105	7172	7200	6961	7309	7413	7773	7853
条例	工場数	473	499	522	539	549	542	627	630	642	653	664	675	693	710	720	699	701
	施設数	2212	2408	2503	2621	2712	2525	2819	2867	2914	2958	3040	3121	3211	3477	3284	3332	3357

振動規制法及び条例の工場数及び施設数の推移

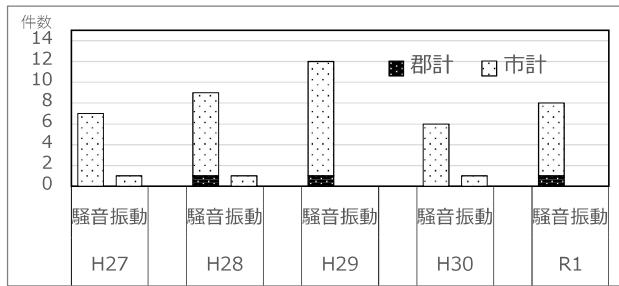


		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
法	工場数	382	403	428	494	455	253	466	486	478	485	498	515	518	588	588	593	600
	施設数	1955	2076	2174	2585	2272	1185	2353	2420	2461	2496	2443	2528	2602	2632	2670	2689	2823
条例	工場数	453	484	503	529	541	546	647	650	661	623	640	649	660	674	691	669	666
	施設数	2258	2439	2546	2717	2830	2618	3082	3147	3016	3048	3125	3150	3249	3504	3333	3466	3476

資料 4

圧縮機等に係る公害苦情件数

騒音規制法及び振動規制法における特定施設等の苦情受付状況等に関するアンケート調査（R3.4環境省実施）



種別	苦情内容	件数
騒音	空気圧縮機本体による苦情	1件
	空気圧縮機以外による苦情	34件
	その他、詳細不明	7件
	合計	42件
振動	圧縮機本体による苦情	1件
	圧縮機以外による苦情	2件
	合計	3件